

改正

昭和32年 5 月 4 日教委規則第 2 号
昭和41年10月19日教委規則第 7 号
昭和51年 3 月31日教委規則第 5 号
平成 5 年 3 月30日教委規則第 1 号
平成12年 4 月 1 日教委規則第16号
平成17年 3 月29日教委規則第 3 号
平成19年12月21日教委規則第27号
平成23年11月 8 日教委規則第12号

山形県文化財保護条例施行規則を次のように定める。

山形県文化財保護条例施行規則

昭和26年10月県教育委員会規則第 6 号山形県文化財保護条例施行規則の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、山形県文化財保護条例（昭和30年 8 月県条例第27号。以下「条例」という。）第37条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定書の様式)

第 2 条 条例第 4 条第 5 項（条例第26条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定による指定書は別記様式第 1 号による。

(指定書の再交付)

第 3 条 指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合は、別記様式第 2 号による指定書再交付申請書により、破損の場合にあつては破損した指定書を添えて、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請することができる。

(管理責任者選任又は解任の届出)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項（条例第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 3 号による管理責任者選任（解任）届出書をもつてするものとする。

(所有者変更の届出)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項（条例第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 4 号による所有者変更届出書に当該届出に係る所有権の移転について証明するに足りる書類を添付してするものとする。

(所有者又は管理責任者の住所・氏名等の変更の届出)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項（条例第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 5 号による所有者等住所・氏名等変更届出書をもつてするものとする。

(滅失、き損等の届出)

第 7 条 条例第 8 条（条例第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 6 号による滅失き損等届出書に当該届出に係る滅失、き損等の状態を示す写真、図面等を添付してするものとする。

(所在の場所の変更の届出)

第 8 条 条例第 9 条（条例第29条で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第 7 号による所在の場所変更届出書をもつて所在の場所を変更しようとする日の20日前までにするものとする。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第 9 条 条例第 9 条ただし書の規定による届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 条例第10条（条例第29条で準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第12条第 1 項又は第 2 項（条例第29条で準用する場合を含む。）の規定による命令又は勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第14条第 1 項又は条例第28条第 1 項の規定による許可を受け、又は届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をするために所在の場所を変更しようとするとき。

- (4) 条例第15条第1項（条例第29条で準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (5) 条例第16条第1項又は第2項（条例第29条で準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (6) 前各号に掲げる所在の場所の変更を行つた後、変更前の所在の場所に復するために所在の場所の変更をしようとするとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。
- 2 条例第9条ただし書の規定により所在の場所を変更したのち届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。
- 3 前項の届出は、別記様式第7号による所在の場所変更届出書をもつて、所在の場所を変更した後20日以内にするとする。

（保存に影響を及ぼす行為）

第10条 条例第14条第1項、第28条第1項及び第35条第1項の教育委員会規則で定める保存に影響を及ぼす行為は、別表に定めるとおりとする。

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更等の許可の申請）

第11条 条例第14条第1項又は条例第35条第1項の規定による許可（第14条及び第15条において「現状の変更等の許可」という。）を受けようとする者（次条において「許可申請者」という。）は、別記様式第8号による現状変更等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等許可申請書の添附書類等）

第12条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 県指定有形文化財の場合にあつては、現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の場合にあつては、現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請書が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (7) 管理責任者（管理団体を含む。以下この号において同じ。）がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

第13条 削除

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更等の着手及び完了の報告）

第14条 教育委員会から現状の変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状の変更等を完了したときは、別記様式第10号により、遅滞なく教育委員会に報告するものとする。

- 2 前項の完了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の維持の措置の範囲）

第15条 条例第14条第1項ただし書及び条例第35条第1項ただし書の規定により許可を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状の変更等の許可を受けたものについては、当該現状の変更等の原状）に復するとき。
- (2) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するために応急の措置をするとき。
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（修理の届出）

第16条 条例第15条第1項（条例第29条及び第36条で準用する場合を含む。第18条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第11号により、修理に着手しようとする日の30日前までにするとする。

- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- (1) 修理の設計仕様書及び設計図
- (2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の場合にあつては、修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の場合にあつては、修理に係る地域の地番を表示した図面並びに修理しようとする箇所の写真又は見取図

(修理の届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第17条 前条第1項により届け出た書面又は同条第2項により添付した書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に変更する事由を記した書面をもつて届け出るものとする。

(修理完了の報告)

第18条 条例第15条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る修理が完了したときは、別記様式第12号により遅滞なく教育委員会に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、その結果を示す写真又は見取図を添付するものとする。

(損失補償の請求)

第19条 条例第16条第7項(条例第29条で準用する場合を含む。)の規定により補償を受けようとするときは、別記様式第13号による損失補償請求書を教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の場合において損害保険契約をしていたときは、その保険契約を証するに足る書類を請求書に添えなければならない。

(補償の決定)

第20条 教育委員会は、前条の請求書の提出があつたときは、審査の上、補償を行うか否かをすみやかに決定しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項により補償を行わないことを決定したときは理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

(補償金額決定の基準)

第21条 補償金の額の決定は、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の時価に相当する金額
 - (2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財がき損した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額
- 2 教育委員会は、前項の基準により定められるべき補償金の額が当該滅失又はき損により通常生ずべき損害を補償するに足りないとき、その額をこえて補償金の額を定めることができる。

(認定書の様式)

第22条 条例第20条第2項又は第4項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、別記様式第14号による認定書を保持者又は保持団体に交付するものとする。

- 2 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したことにより再交付の申請をするときは、別記様式第15号による認定書再交付申請書を提出してするものとする。

(県指定無形文化財の保持者等の氏名等の変更の届出)

第23条 条例第22条の規定による県指定無形文化財の保持者又は保持団体が、住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称を変更したときの届出は、別記様式第16号による保持者・保持団体の住所・氏名・所在地・名称変更届出書に認定書を添付してするものとする。

- 2 条例第22条の規定による県指定無形文化財の保持者又は保持団体が、死亡し、又は解散したときの届出は、別記様式第17号による保持者・保持団体の死亡・解散届出書に認定書を添付してするものとする。
- 3 条例第22条の規定によるその他の届出は、保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたときとし、次に掲げる事項を記載した書面をもつてするものとする。

- (1) 県指定無形文化財の名称
- (2) 認定年月日
- (3) 心身の故障の生じた年月日

(県指定無形民俗文化財の指定書の様式)

第24条 条例第26条第1項の規定により県指定無形民俗文化財の指定をしたときは、別記様式第18号による指定書を交付するものとする。

2 前項の指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合の再交付申請は、第3条の規定の例によるものとする。

(県指定有形民俗文化財の現状の変更等の届出)

第25条 条例第28条第1項の規定による届出は、別記様式第19号による県指定有形民俗文化財現状変更等届出書に第12条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する書類、図面及び写真を添付して、現状の変更等に着手しようとする日の30日前までにするものとする。

2 第14条の規定は、県指定有形民俗文化財の現状の変更等について準用する。

(届出を要しない場合)

第26条 条例第28条第1項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、次に定める場合とする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

(2) 県指定有形民俗文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形民俗文化財を原状に復するとき。

(3) 県指定有形民俗文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(4) 条例第29条において準用する条例第10条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状の変更を行う場合

(5) 条例第29条において準用する条例第12条第1項の規定による命令又は勧告を受けて行う措置又は条例第12条第2項の規定による勧告を受けて行う修理のために現状の変更を行う場合

(埋蔵文化財の時価の決定に関する手続)

第26条の2 教育委員会は、条例第30条の2に規定する時価を決定しようとするときは、2人以上の埋蔵文化財評価員(以下この条において「評価員」という。)の意見を聴かなければならない。

2 評価員は、評価すべき文化財について学識経験のある者であつて、当該文化財と直接利害関係のないもののうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前項の規定による委嘱は、第1項の規定による意見の聴取が必要なときに行う。

4 評価員は、それぞれ当該文化財の時価を評価し、評価した結果を教育委員会に報告するものとする。

(標識)

第27条 条例第33条の規定により設置すべき標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 県指定史跡名勝天然記念物の種別及び名称

(2) 山形県教育委員会の文字(設置者名を併せて表示することを妨げない。)

(3) 指定年月日

(4) 建設年月日

(説明板)

第28条 条例第33条の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

(1) 県指定史跡名勝天然記念物の種別及び名称

(2) 指定年月日

(3) 指定の理由

(4) 説明事項

(5) 保存上注意すべき事項

(6) その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標識等の形状等)

第29条 第27条及び前条に定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第30条 条例第34条の規定による土地の所在等の異動の届出は、別記様式第20号による土地の所在等の異動届出書に当該土地に係る土地台帳の謄本を添付して異動のあつた日から30日以内にするものとする。

(県選定文化的景観の選定の申出)

第31条 条例第36条の2第1項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村は、あらかじめ当該申出に係る文化的景観（以下この条において「文化的景観」という。）の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下この条において「所有者等」という。）の同意を得て、別記様式第21号による県選定文化的景観選定申出書により、教育委員会に提出するものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- (1) 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- (2) 文化的景観の概況を示す写真
- (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
- (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
- (5) その他参考となるべき資料

(県選定文化的景観の滅失又はき損の届出)

第32条 条例第36条の2の3の規定による届出は、別記様式第22号による県選定文化的景観滅失き損等届出書に、当該届出に係る滅失又はき損の状態を示す写真及び図面を添付してするものとする。

(県選定文化的景観の滅失又はき損の届出を要しない場合)

第33条 条例第36条の2の3ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、県選定文化的景観が次に掲げる行為により滅失し、又はき損した場合とする。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定有形文化財等教育委員会の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）若しくは一般放送（同条第3号に規定する一般放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地（同法第5条に規定する緑地保全地域又は同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(県選定文化的景観の現状変更の届出)

第34条 条例第36条の2の6第1項の規定による届出は、別記様式第23号による県選定文化的景観現状変更届出書により、教育委員会に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌（ぼう）を表示した実測図
- (3) 現状変更に係る地域の写真
- (4) 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

3 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

(県選定文化的景観現状変更届出書の記載事項等の変更)

第35条 前条第1項の届出書又は同条第2項各号に掲げる書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(県選定文化的景観の現状変更の届出を要しない場合)

第36条 条例第36条の2の6第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県選定文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状(選定後において現状変更の届出をしたものについては、当該現状変更の後の原状)に復するとき。
- (2) 県選定文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- (3) 県選定文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(文化財保護指導委員の設置)

第37条 法第191条第1項の規定に基づき、教育委員会に文化財保護指導委員を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年10月19日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日教委規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日教委規則第27号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第26条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月8日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

区分	保存に影響を及ぼす行為
建造物	彩色部分に高照度の照明を長時間照射する行為 襖絵、板絵等に直接触れる手法による模写 覆屋の設置、除却及び改造
絵画、書跡・典籍及び古文書	直接触れる手法による模写 表装替え 高照度の照明を長時間照射する行為
彫刻	型取り及び拓本の作成 彩色部分に高照度の照明を長時間照射する行為 像内納入文書にあつては古文書に係る行為に準ずる行為
工芸品	型取り及び拓本の作成 染織品に高照度の照明を長時間照射する行為 染織品又は漆製品に直接触れる手法による模写
考古資料	型取り及び拓本の作成 石碑にあつては覆屋の設置、除却及び改造
歴史資料	直接触れる手法による模写

	表装替え 高照度の照明を長時間照射する行為 石碑にあつては覆屋の設置、除却及び改造並びに拓本の作成
有形民俗文化財	有形文化財に係る行為に準ずる行為
記念物 動物・植物	指定地域内の生息・植生保存に影響を与える薬剤の散布

別記

- 様式第 1 号
- 様式第 2 号
- 様式第 3 号
- 様式第 4 号
- 様式第 5 号
- 様式第 6 号
- 様式第 7 号
- 様式第 8 号
- 様式第 9 号**
- 様式第10号
- 様式第11号
- 様式第12号
- 様式第13号
- 様式第14号
- 様式第15号
- 様式第16号
- 様式第17号
- 様式第18号
- 様式第19号
- 様式第20号
- 様式第21号
- 様式第22号
- 様式第23号

削除